

江東区景観計画



平成21年3月



江東区景観計画 目次

第 1 章	景観計画の策定趣旨	
	1. 景観特性	・・・ 1
	2. 景観形成の取り組み	・・・ 2
	3. 景観形成の役割	・・・ 2
	4. 景観形成の基本理念	・・・ 3
	5. 景観形成の基本方針	・・・ 4
第 2 章	景観計画の区域（景観法第 8 条第 2 項第 1 号関係）	
	1. 景観対象区域	・・・ 5
	2. 景観形成の地区指定	・・・ 5
	3. 景観形成地区の関係	・・・ 6
	4. 景観形成地区が重なる地域における景観形成基準の適用	・・・ 6
第 3 章	良好な景観の形成のための事項	
	景観の形成に関する方針（景観法第 8 条第 2 項第 2 号関係）	
	景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 3 号関係）	
	規制又は措置の基準（景観法第 8 条第 3 項第 2 号関係）	
	1. 下町水網地域	・・・ 8
	2. 臨海景観基本軸	・・・ 23
	3. 隅田川景観基本軸	・・・ 30
	4. 深川萬年橋景観重点地区	・・・ 36
	5. 清澄庭園景観形成特別地区	・・・ 45
	6. 水辺景観形成特別地区	・・・ 51
第 4 章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 5 号のイ関係）	
	1. 屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針	・・・ 57
	2. 景観形成特別地区における基準	・・・ 58
	3. 屋外広告物の事前相談制度	・・・ 60
第 5 章	都市景観重要建造物等の指定の方針（景観法第 8 条第 2 項第 4 号関係）	
	1. 都市景観重要建造物の指定の方針	・・・ 63
	2. 都市景観重要樹木の指定の方針	・・・ 63
	3. 都市景観重要建造物の指定経過	・・・ 63
第 6 章	景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 5 号のロ関係）	
	1. 景観重要公共施設として位置づける公共施設	・・・ 64
	2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	・・・ 64

第7章	計画の実現のために	
	1. 景観形成の推進体制	・・・ 66
	2. 区民・事業者等の役割	・・・ 67
	3. 区民・事業者等とともに進める景観の形成	・・・ 67
	4. 隣接区・東京都との連携	・・・ 68
	5. 景観形成の今後の検討事項	・・・ 68
資料編	建築行為等の届出等	・・・ 70
	建築物・工作物の色彩基準	・・・ 74
	. 中高層建築物・工作物の色彩基準	・・・ 75
	. 大規模建築物・工作物の色彩基準	・・・ 80